

新	旧	備考
<p>外貨建ての保険契約に係る貿易代金貸付保険、海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険の取扱について</p> <p>平成29年9月8日 17 - 制度 - 00184 <u>沿革 令和6年2月28日 一部改正</u></p> <p>貸付金等の額若しくは保証債務の額が外貨建ての貿易代金貸付若しくは海外事業資金貸付又は外貨建てのスワップ取引について、当該外貨建ての保険契約を締結する場合に係る貿易代金貸付保険、海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p>	<p>外貨建ての保険契約に係る貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p>平成29年9月8日 17 - 制度 - 00184</p> <p>貸付金等の額又は保証債務の額が外貨建ての貿易代金貸付又は海外事業資金貸付について、当該外貨建ての保険契約を締結する場合に係る貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p>	<p>スワップ取引保険の創設に伴う改正（以下同様）</p>
<p>（米ドル建保険） 第1条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、貸付金等の額若しくは保証債務の額がアメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）建ての貿易代金貸付金債権等若しくは海外事業資金貸付金債権等の取得若しくは保証債務の負担に係る貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険又は米ドル建てのスワップ取引に係るスワップ取引保険について、保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、米ドル建ての保険契約を締結するものとする。ただし、次条に規定する対象案件であって、日本貿易保険が別添の米ドル建保険特約（以下「本特約」という。）を付して保険契約を締結する旨の内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）第2条第2項に規定するものをいう。）を発行している場合に限る。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（米ドル建保険） 第1条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、貸付金等の額又は保証債務の額がアメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）建ての貿易代金貸付金債権等若しくは海外事業資金貸付金債権等の取得又は保証債務の負担に係る貿易代金貸付保険又は海外事業資金貸付保険について、保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、米ドル建ての保険契約を締結するものとする。ただし、次条に規定する対象案件であって、日本貿易保険が別添の米ドル建保険特約（以下「本特約」という。）を付して保険契約を締結する旨の内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）第2条第2項に規定するものをいう。）を発行している場合に限る。</p> <p>2 （略）</p>	
<p>（対象案件） 第2条 前条の取扱いの対象となる案件は、次の各号のいずれかとする。 一～二 （略）</p>	<p>（対象案件） 第2条 前条の取扱いの対象となる案件は、次の各号のいずれかとする。 一～二 （略）</p>	

<p><u>三 スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00003。以下「スワップ取引保険約款」という。）に基づき保険契約を締結する案件であって、関連貸付保険契約（当該約款で定めるものをいう。）に本特約が付されるもの</u></p>		
<p>(保険料) 第3条 第1条第2項の規定により本特約を付した貿易代金貸付保険、<u>海外事業資金貸付保険又はスワップ取引保険</u>に係る保険料の額及び返還保険料の額は、原則として米ドル建てとする。ただし、日本貿易保険が指定した場合は円建てとする。 2 (略) 3 保険料率等規程Ⅲ [3] 1 (1)、<u>(2)及び(3)</u>に規定する外貨建保険特約規程に定める換算率とは、次の各号のとおりとし、返還保険料の額の計算にあっても、本項を準用する。 一 (略) 二 保険料の額が円建ての場合にあつては、貿易代金貸付金債権等若しくは海外事業資金貸付金債権等の取得に係る契約の締結の日、<u>保証契約の締結の日又はスワップ取引成立日（スワップ取引保険約款で定めるものをいう。）</u>における邦貨換算率（1外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であつて、日本貿易保険が認めたもの。当該売相場及び買相場が換算の日がない場合は、その日の直前の当該売相場及び買相場のある日における邦貨換算率。以下同じ。） 4 第1項の規定により米ドル建ての保険料が適用された貿易代金貸付保険、<u>海外事業資金貸付保険又はスワップ取引保険</u>において、返還の対象となる保険料が1,000米ドル未満の場合には、保険料は返還しない。</p>	<p>(保険料) 第3条 第1条第2項の規定により本特約を付した貿易代金貸付保険<u>又は</u>海外事業資金貸付保険に係る保険料の額及び返還保険料の額は、原則として米ドル建てとする。ただし、日本貿易保険が指定した場合は円建てとする。 2 (略) 3 保険料率等規程Ⅲ [3] 1 (1)<u>及び</u>(2)に規定する外貨建保険特約規程に定める換算率とは、次の各号のとおりとし、返還保険料の額の計算にあっても、本項を準用する。 一 (略) 二 保険料の額が円建ての場合にあつては、貿易代金貸付金債権等若しくは海外事業資金貸付金債権等の取得に係る契約の締結の日<u>又は</u>保証契約の締結の日における邦貨換算率（1外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であつて、日本貿易保険が認めたもの。当該売相場及び買相場が換算の日がない場合は、その日の直前の当該売相場及び買相場のある日における邦貨換算率。以下同じ。） 4 第1項の規定により米ドル建ての保険料が適用された貿易代金貸付保険<u>又は</u>海外事業資金貸付保険において、返還の対象となる保険料が1,000米ドル未満の場合には、保険料は返還しない。</p>	
<p>(保険金額等の計算上生ずる端数の取扱い) 第5条 貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069）第1条の規定にかかわらず、第1条第2項の規定により本特約を付した貿易代金貸付保険、<u>海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険</u>に係る保険金額、支払保険金及び回収金等の計算に</p>	<p>(保険金額等の計算上生ずる端数の取扱い) 第5条 貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069）第1条の規定にかかわらず、第1条第2項の規定により本特約を付した貿易代金貸付保険<u>及び</u>海外事業資金貸付保険に係る保険金額、支払保険金及び回収金等の計算において、0.01米ドル</p>	

<p>において、0.01米ドル未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。</p>	<p>未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年3月15日から実施する。</u></p>		
<p>(別添)</p> <p>米ドル建保険特約</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p><u>第5章 スワップ取引保険に付す特約</u></p> <p><u>(適用通貨)</u></p> <p><u>第1条 この保険契約において、次の各号に掲げる額はアメリカ合衆国ドル建てとする。</u></p> <p><u>一 保険価額</u></p> <p><u>二 保険金額</u></p> <p><u>三 損失額</u></p> <p><u>四 てん補責任額</u></p> <p><u>五 スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00003。以下「約款」という。）第17条第3項又は第34条第6項に規定する株式会社日本貿易保険の負担する費用の額</u></p>	<p>(別添)</p> <p>米ドル建保険特約</p> <p>第1章～第4章 (略)</p>	<p>スワップ取引保険に付す米ドル建保険特約の創設（第1条：適用通貨（米ドル）、第2条：換算率の読替え）</p>
<p><u>(換算率)</u></p> <p><u>第2条 この保険契約において、約款第36条第2項の規定は適用しないものとし、同条第5項第2号の規定については、同号中「当該費用が外貨建てのときは」とあるのは「当該費用が表示通貨と異なる通貨建てのときは」と、「第1項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする」とあるのは「第1項第2号又は第3号の外国為替相場により表示通貨に換算するものとする」と、「当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合」とあるのは「当該費用に係る通貨を表示通貨で買い取って支払った場合」と、それぞれ読み替えるものとする。</u></p>		